

株式会社パワーエックス  
定 款

令和3年2月22日 作成

令和3年3月19日 認証

令和3年3月22日 設立

令和3年9月30日 改訂

令和3年11月1日 改訂

令和4年3月29日 改訂

令和4年5月13日 改訂

令和5年6月22日 改訂

令和6年8月28日 改訂

令和7年5月23日 改訂

令和7年6月30日 改訂

令和7年8月8日 改訂

令和7年8月9日 改訂

令和8年6月1日 改訂

# 定 款

## 第1章 総 則

(商号)

第1条 当社は、株式会社パワーエックスと称し、英文では、P o w e r X , I n c . と表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 発電、送配電、送電、蓄電、小売電気及び蓄電システムに関する事業
2. 前号に関連する船舶、施設、設備及び機器に関する事業
3. 蓄電池及び関連機器に関する事業
4. 電気の供給及び売買
5. IT 事業、データセンター運営及びそれに付随する事業
6. 不動産の売買、賃貸、仲介及び管理
7. 再生可能エネルギーに関する決済、ポイントシステム等の企画、開発、管理、運営、調査及びコンサルティング
8. 広告事業
9. EV チャージングステーション (EVCS) 事業
10. 知的財産権の取得、管理、実施許諾 (ライセンス) 及び譲渡
11. 前各号に付帯関連する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を岡山県玉野市に置く。

(機関)

第4条 当社は、指名委員会等設置会社として、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 指名委員会、監査委員会及び報酬委員会
- (3) 執行役
- (4) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

## 第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、384,000,000株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- ② 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会又は取締役会の決議によって委任を受けた執行役の決議により定める。
- ③ 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びにこれらの備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。

(株式取扱規程)

第11条 当社の株主権行使の手続その他株式に関する取扱いは、法令又は本定款のほか、取締役会又は取締役会の決議によって委任を受けた執行役が定める株式取扱規程による。

## 第3章 株主総会

(招集)

第 12 条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度の終了後 3 か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第 13 条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 12 月 31 日とする。

(招集権者及び議長)

第 14 条 株主総会は、あらかじめ取締役会が定めた取締役がこれを招集し、議長となる。

- ② 前項に定める取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会が定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(決議の方法)

第 15 条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- ② 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することのできる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 16 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。

- ② 前項の場合には、株主又は代理人は、代理権を証明する書面を株主総会ごとに提出しなければならない。

(電子提供措置等)

第 17 条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- ② 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

#### 第 4 章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第 18 条 当会社の取締役は、13 名以内とする。

(取締役の選任方法)

第 19 条 取締役の選任決議は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

② 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第 20 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(役付取締役)

第 21 条 取締役会は、その決議によって会長その他の役付取締役を選定することができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第 22 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、あらかじめ取締役会が定めた取締役が招集し、議長となる。

② 前項に定める取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会が定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第 23 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

② 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の方法)

第 24 条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第 25 条 当社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役の報酬等)

第 26 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、報酬委員会が決定する。

(取締役会規程)

第 27 条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会が定める取締役会規

程による。

(取締役の責任免除等)

第 28 条 当社は、取締役会の決議によって、取締役（取締役であったものを含む。）の会社法第 423 条第 1 項の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には損害賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

② 当社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、会社法第 423 条第 1 項の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める額とする。

## 第 5 章 指名委員会、監査委員会及び報酬委員会

(委員の選定方法)

第 29 条 指名委員会、監査委員会及び報酬委員会の委員は、取締役の中から、取締役会の決議によって選定する。

(委員会規程)

第 30 条 指名委員会、監査委員会及び報酬委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会又は各委員会が定める委員会規程による。

## 第 6 章 執行役

(執行役の選任方法)

第 31 条 執行役は、取締役会の決議によって選任する。

(執行役の任期)

第 32 条 執行役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結後最初に招集される取締役会の終結の時までとする。

(代表執行役及び役付執行役)

第 33 条 当社は、取締役会の決議により、執行役の中から代表執行役を選定する。

② 取締役会は、その決議により、執行役社長、その他の役付執行役を定めることができる。

(執行役の責任免除)

第 34 条 当社は、取締役会の決議によって、執行役（執行役であったものを含む。）の会社法第 423 条第 1 項の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には損害賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

## 第 7 章 会計監査人

(会計監査人の選任方法)

第 35 条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第 36 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ② 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第 37 条 会計監査人の報酬等は、取締役会が監査委員会の同意を得て決定する。

## 第 8 章 計 算

(事業年度)

第 38 条 当社の事業年度は、毎年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日までの 1 年とする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第 39 条 当社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。

(剰余金の配当の基準日)

第 40 条 当社の期末配当の基準日は、毎年 12 月 31 日とする。

- ② 当社の中間配当の基準日は、毎年 6 月 30 日とする。
- ③ 前 2 項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第 41 条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

